



① 特別支援学校の設置基準策定を求める請願署名

教室が足りません！

特別支援学校だけ設置基準がありません！

② 特別支援学級の編成標準の改善を求める要請署名

1クラス8人を6人に。2学年以内で学級編成してください。



区立養護学校で頑張っています

都教組大会(5/16)でのT代議員(済美養護)の 発言(文書)から

東京都教育委員会が所管する特別支援学校は、都立57校のほか区立が5校あります。私が勤務する「杉並区立済美養護学校」は区立5校のうちの1つで、本年度は知的障害をもつ小中学生145名が通学し、31学級56名の教員が勤務しています。他に区立特別支援学校は「新宿区立新宿養護学校」「板橋区立天津わかしお学校」「葛飾区立保田しおさい学校」「大田区立館山さざなみ学校」があり、新宿養護は肢体不自由の児童・生徒が通学、ほかの3校は千葉県南房総で病弱児童が寄宿舎生活を送っています。

済美養護学校は他の4校と同様に「区立特別支援学校」という特殊な状況に置かれています。その特殊な状況とは、属する区の小中学校の横並びの基準と、都立特別支援学校の横並びの基準の2つに挟まれているということです。本校は今回のコロナ関連でも、早速その基準の板挟みにあいました。

杉並区では3月2日から特別支援学校を含む小中学校を一斉休校としたところ、都立特支が児童・生徒の「預かり」を行っていたため、急きょ、本校でも3月9日から児童・生徒の預かりを行うことになりました。その結果、児童・生徒の一部がいつも通りスクールバスで登校して学校生活を送ることになり、それ以来、本校は勤務する教員を減らすなどした中で仕事を続けています。さらに4月15日からは都立特支に合わせ「昼食」の提供も行っています。調理員のほか配膳の手伝いをする教員など多くの人を介さなければならない特別支援学校にあって、ウイルスの感染リスクが高くなる状況でも都立特支に合わせなければならないということでしょう。

一事が万事、区としての方針を出しても、本校の児童・生徒の保護者が「都立特支はこうしている」と区に苦情を入れると、区はそれに合わせなければならないといった具合です。杉並区教委と都立特支との板挟み、そして我々組合員をはじめとする職員や保護者からの突き上げの中で、舵取りをしていかなければならない本校の管理職の苦労を察するところです。

最後に、我々は今こそ優先順位の意識付けをしっかりと行わなければならないと思います。今回の場合、まず最優先すべきは「子どもたちの健康を守る」こと。刻々と変わる状況の中でも、ここに「ぶれ」が無ければ、冷静に対処していけるとと思います。



東京都教職員組合
杉並支部情宣部
2020年
6月3日
号外
Tel 3399-8719
Fax 3399-3855
支部ホームページ
<http://tokyousosuginami.web.fc2.com>



学校再開後の勤務について
都教委から5月28日付けで、学校再開後も校務に支障のない範囲で、当面の間、自宅勤務や時差通勤、事故欠勤を認める通知が各地教委に出ています。

* 裏面に都教組新聞号外（ホームページでは省略）